

日本学術振興会特別研究員－CPD（国際競争力強化研究員）

令和元年度採用分募集要項

1. 趣旨

独立行政法人日本学術振興会（以下、「本会」という。）は、我が国の学術研究の将来を担う創造性に富んだ研究者の養成・確保に資するため特別研究員制度を実施しています。

この特別研究員制度の一環として、優れた若手研究者に、海外の大学等研究機関で長期間研究に専念する機会を与えること、若手研究者が海外の研究者とのネットワークを構築することは、研究者として更なる成長を遂げる上で極めて重要です。

このため、本会は、優れた研究能力を有し、日本国内及び海外の大学その他の研究機関で研究に専念することを希望する者を「特別研究員-CPD（国際競争力強化研究員）」（以下「特別研究員-CPD」という。）に採用し、長期間研究に専念できるよう支援します。

本募集は、我が国の大学等学術研究機関（「7. 国内の受入研究機関」①～④参照）及び海外の受入研究機関（「8. 海外の受入研究機関」参照）の双方で研究に従事する者を対象とします。

※CPDは「国境を越えて（Cross-border）研究活動を行う博士取得後の若手研究者」の意味です。

2. 対象分野

人文学、社会科学及び自然科学の全分野

3. 採用予定数

10名程度

4. 申請資格

申請資格は、以下のとおりです。採用時においてこの申請資格を満たしている必要があります。また、令和2年度採用分海外特別研究員申請者、及び海外特別研究員に採用されたことがある者は、「5. 海外特別研究員申請者及び採用経験者の申請資格」も満たす必要があります。

(1) 平成31年度（2019年度）採用分特別研究員-PDに申請し、特別研究員-PDまたは特別研究員-SPDに採用中の者。

※特別研究員-CPDの採用前に特別研究員-PDまたは特別研究員-SPDを辞退した場合、採用されません。

※特別研究員-DCとして採用内定され、博士の学位を取得して特別研究員-PDに資格変更した者は、申請資格がありません。

(2) 特別研究員-CPDは、特別研究員-PDまたは特別研究員-SPD採用中の受入研究機関を、特別研究員-CPDの受入研究機関とすること。

5. 海外特別研究員申請者及び採用経験者の申請資格

令和2年度採用分海外特別研究員または令和2年度採用分海外特別研究員-RRAと、特別研究員-CPDを同時に申請することはできません。

ただし、過去に海外特別研究員及び海外特別研究員-RRAに採用されたことのある者については申請を妨げません。

6. 採用期間

採用決定日から2024年3月31日まで

上記期間中、3年間の海外渡航（以下、「主要渡航」という。）期間（渡航開始日：採用決定日から2020年9月30日までの日）を含むものとする。

※やむを得ない事情がある場合を除き、3年間継続して海外渡航すること。また、採用期間終了の6ヶ月間前までに日本に帰国すること。

7. 国内の受入研究機関

特別研究員・PD または特別研究員・SPD 採用中の受入研究機関を国内の受入研究機関とします。

※国内の受入研究機関は、研究遂行上の理由等により、原則として年1回を上限として変更することができます。ただし、大学院博士課程在学当時（修士課程として取り扱われる大学院博士課程前期は含まない）の所属大学等研究機関や、大学院博士課程在学当時（修士課程として取り扱われる大学院博士課程前期は含まない）の研究指導者が在籍する大学等研究機関への変更は不可。すでに受入研究機関を変更している場合は、やむを得ず本会が認める場合を除き、2019年度中の変更は不可。なお、変更できる国内の受入研究機関は、科学研究費補助金取扱規程（文部省告示）第2条に規定されている以下の研究機関に限ります。）。

- ① 大学及び大学共同利用機関
- ② 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- ③ 高等専門学校
- ④ 文部科学大臣が指定する機関

8. 海外の受入研究機関

海外の優れた大学等研究機関とします。

なお、次に挙げる機関等は派遣先機関として認められません。

- ・我が国の大学等学術研究機関が海外に設置する研究所等
- ・営利を目的とした民間研究所等

9. 本会支給経費

(1) 往復渡航費（主要渡航開始に伴う往路国際航空券および主要渡航終了に伴う復路国際航空券を支給。日本国内の移動に係る経費は負担しません。）

(2) 研究奨励金

令和元年度の研究奨励金支給予定額は、月額 446,000 円です。なお、次年度以降の研究奨励金の額については変更することがあります。

10. 研究費

特別研究員には、申請書記載の研究計画を行うための研究費として、科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）の助成を受けることが可能です。助成を受けるためには、別途手続きが必要です。

なお、特別研究員・CPD は、海外の大学等研究機関で長期間研究に専念することが前提となります。そのため、主要渡航期間中における科研費の執行に当たっても、科研費の使用ルール等に基づき、研究機関による適切な経費管理等が行われる必要がありますので、受入研究機関と十分相談の上、手続きを行ってください。

11. 申請手続 (P7. 参考 「申請手続の概要」を参照)

【特別研究員・CPD 申請サイト (Proself) で申請を受け付けます】

特別研究員の申請は、特別研究員・CPD 申請サイトを通じて提出を受け付けます。(申請書の郵送による提出は受け付けません。) 詳細は、本会ホームページ内「募集要項 (CPD)」から「令和元年度採用分特別研究員 (CPD) 申請方法」を参照してください。

申請方法 URL https://www.jsps.go.jp/j-pd/data/boshu/tetuduki_cpd.pdf

申請書の作成にあたっては、必ず「令和元年度採用分特別研究員申請書作成要領 (CPD)」を熟読してください。

作成要領 URL https://www.jsps.go.jp/j-pd/data/boshu/sakusei_cpd.pdf

(1) 申請手続を行う機関 (以下「申請機関」という。)

申請手続は、特別研究員・PD または特別研究員・SPD の受入研究機関を通して行ってください。

(2) 申請手続

申請者は、予め申請書情報ファイル (Word) 及び申請内容ファイル (PDF) を作成の上、申請機関に提出してください。申請機関は、提出された申請書を特別研究員・CPD 申請サイトに提出してください。

(3) 提出書類

① 申請書【紙媒体による申請は受理しません】

申請書は次の3つから構成されます。

(ア) 申請書情報 (使用言語: 日本語)

研究課題等を記載したもの。本会ホームページから申請者情報ファイル（Word）をダウンロードの上、情報を入力して作成してください。

(イ) 申請内容ファイル（使用言語：日本語又は英語）

海外渡航の目的・方法等を記載したもの。本会ホームページから申請内容ファイル（Word）をダウンロードの上、情報を入力して作成してください。申請内容ファイル（Word）は、PDFにした上で申請機関に提出してください。

申請書はモノクロ（グレースケール）印刷を行い審査委員に送付するため、印刷した際、内容が不鮮明とならないよう、作成に当たっては留意してください。

また、申請内容ファイルのPDF化は以下のURLに示す推奨手順に則って行ってください。

推奨手順：https://www.jsps.go.jp/j-pd/data/boshu/naiyo_pdfka.pdf

② 申請機関において作成する書類【紙媒体による提出が必要】

次の(ア)及び(イ)については、申請機関において本会ホームページから様式をダウンロードして作成してください。

(ア) 令和元年度特別研究員-CPD（国際競争力強化研究員）申請件数一覧（兼機関による受入承諾書） …………… 1部

(イ) 令和元年度特別研究員-CPD（国際競争力強化研究員）申請リスト …… 1部

③ 申請者において作成する書類【紙媒体による提出が必要】

次の(ア)については、申請者において本会ホームページから様式をダウンロードして作成してください。

(ア) 令和元年度特別研究員-CPD（国際競争力強化研究員）受入研究者による受入承諾書 …………… 1部

受入研究者による承諾書です。必ず受入研究者の同意を得て作成してください。

(4) 申請書類の提出方法

申請書類は申請機関を通して本会へ提出してください。

12. 本会の申請受付期間

【申請者】

申請機関が指定する期限までに、申請書情報ファイル（Word）及び申請内容ファイル（PDF）を申請機関に提出してください。なお、申請機関への提出方法については申請機関に確認してください。

※申請機関の提出期限は、各機関ごとに異なりますので、必ず提出期限を事前に申請機関へ確認してください。

【申請機関担当者】

以下の期限までに、特別研究員-CPD 申請サイトより申請書を本会に提出してください。

受付期間：2019年6月24日（月）～2019年6月28日（金）【厳守】

※上記の期限より後に提出があっても受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出してください。

また、11. 申請手続（3）②（ア）（イ）③（ア）を以下の期間に紙媒体で提出してください。

受付期間：2019年6月24日（月）～2019年6月28日（金）17：00（必着）

※特別研究員-CPD 申請サイトに申請書を提出していても、11. 申請手続（3）②（ア）特別研究員-CPD（国際競争力強化研究員）申請件数一覧（兼受入承諾書）と（イ）特別研究員-CPD（国際競争力強化研究員）申請リスト、③（ア）特別研究員-CPD（国際競争力強化研究員）受入研究者による受入承諾書が受付期間に到着しない場合には、申請を受理しません。提出物の配達遅延、紛失等については原則考慮しませんので、特定記録郵便等、機関側にて本会への到着が確認可能な提出方法を使用してください。本会への到着確認の問い合わせには対応しません。

<申請書類提出先>

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1 麹町ビジネスセンター

独立行政法人日本学術振興会 研究者養成課 特別研究員募集・採用担当

13. 選考及び結果の開示

(1) 選考

選考は、本会の特別研究員等審査会において書類選考により行います。書類選考合格者が採用内定者になります。書面審査は申請者の書面合議・面接審査区分に応じて6人の専門委員により行います。なお、平成31年度（2019年度）採用分特別研究員-PD 募集時に提出された申請書を参考資料として使用します。

審査の詳細については、本会「特別研究員」ホームページ上の「選考方法」の項目を確認してください。

特別研究員ホームページ選考方法 URL https://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_houhou.html

主要な審査方針は、以下のとおりです。

〔審査方針〕

特別研究員-CPD

- ① 海外での研究経験を通じて、研究者としての能力が伸びることが期待できること。
- ② 海外での研究により、現在行っている研究課題に大きな進展をもたらすことが見込まれる研究計画であること。

(2) 選考結果の開示

- ① 書類選考の結果は、令和元年8月中旬頃、メールにより申請者及び申請機関に連絡します。
- ② 各結果を開示した際には、本会「特別研究員」のホームページにて、その旨を公表します。
- ③ 特別研究員-CPD に採用されなかった者は、引き続き平成31年度（2019年度）採用分特別研究員-PD または特別研究員-SPD として扱います。

特別研究員ホームページ URL <https://www.jsps.go.jp/j-pd/index.html>

※選考に関する個別の問い合わせには、応じません。

1.4. 申請書類及び選考についての注意事項

- (1) 研究課題名は平成31年度（2019年度）特別研究員-PD 申請時の研究課題名を記入すること。研究課題名の変更は認められません。
- (2) 申請内容ファイルは、本会所定の様式を使用してください。様式の変更、所定様式以外の用紙の追加、指定書類以外の使用は認められません。
- (3) 申請書類の提出後、その記載事項を変更し、又は補充することは認められません。
また、申請書記載事項については採用後の証明書等に反映されるため、受入研究者の所属、役職等を含め所属機関に確認し、正確に記入ください。
- (4) 申請は1人1件とします。なお、2件以上申請した場合、全ての申請が無効となります。
- (5) 申請書類に重大な虚偽が発見された場合は、採用後であっても採用を取り消すことがあります。
- (6) 審査結果は令和元年度採用分のみ有効です。
- (7) 特別研究員-CPD に採用された者は、それ以前に採用されていた特別研究員-PD または特別研究員-SPD の資格を失います。

1.5. 特別研究員、受入研究者及び受入研究機関の義務等

【全資格共通】

- (1) 特別研究員は、出産・育児に係る採用中断又は病気を理由とする採用中断の扱いを受ける場合を除き、申請書記載の研究計画に基づき研究に専念しなければなりません。なお、原則として研究課題、研究計画の変更はできません。
また、研究に専念していないと認められる場合、又は研究の進捗状況に著しい問題があるなどの場合には、特別研究員の採用を取り消すことがあります。
- (2) 特別研究員は、原則として特別研究員以外の身分を持つことはできません。
- (3) 特別研究員が、常勤職及びそれに準ずる職に就いた場合には、特別研究員の資格を喪失します。
- (4) 特別研究員は学生として海外の大学・大学院に在籍する留学はできません。国内外の大学・大学院等へ学生として入学する場合は、特別研究員の資格を喪失します。
- (5) 特別研究員は、毎年度末及び採用期間終了後速やかに研究報告書を提出しなければなりません。（出産・育児に係る採用中断又は病気を理由とする採用中断の扱いを受ける期間が一年度の全てにわたった場合を除く。）
- (6) 国内の受入研究者及び受入研究機関は、特別研究員に係る安全衛生管理について機関内規則等に基づき必要な指導を行ってください。また、機関内で健康診断を実施する場合に受診を認めるなどの配慮をしてください。

【CPD】

- (7) 特別研究員-CPD に採用された者は、上記（5）の義務に加え、採用期間中に海外で経験した内容（関連分野海外研究者の情報、研究活動・成果、興味深い論文の紹介等）を国内の研究機関にフィードバックし、その報告書（国内フィードバックレポート）を採用期間終了後速やかに本会に提出しなければなりません。

- (8) 上記の義務等に反した場合、又は、研究における不正行為、研究費の不正使用等、特別研究員としてふさわしくない行為があった場合には、研究奨励金の支給の停止及び支給済みの研究奨励金、渡航費の返還要求、又は、特別研究員としての採用を取り消すことがあります。なお、採用時に誓約書の提出を求めます。詳細は、採用手続時に配布する「日本学術振興会特別研究員-CPD（国際競争力強化研究員）遵守事項および諸手続の手引」に定めます。
- (9) 国内受入研究者及び国内の受入研究機関は、特別研究員の受入に責任をもち、「日本学術振興会特別研究員-CPD（国際競争力強化研究員）遵守事項および諸手続の手引」に定められた事項を遵守するよう指導することに同意したことを示す受入承諾書を採用手続時に提出することとしています。
- (10) 採用内定者は、主要渡航開始日の40日前までに海外の受入研究者の受入承諾書（海外の受入研究者が、受入を正式に承諾している旨の証明書）等必要書類を提出してください。提出期限までに必要書類を提出しない場合には、採用を終了する場合があります。
- (11) 国内受入研究者及び国内の受入研究機関は、機関内規則等に基づき、特別研究員-CPD に対し、必要な権限や形式的な身分を付与するなどにより、研究実施に必要な当該機関の施設・設備・文献・標本資料・通信環境（情報システム、メールアドレス）等を利用できるようにするなど特別研究員の受入環境を整備してください。
- (12) 国内の受入研究機関は、特別研究員-CPD から、特別研究員奨励費以外の応募可能な科学研究費助成事業（以下、「科研費」という。）の一部研究種目への応募希望があった場合は、「科研費の応募資格」を付与することとしています。（「17. 採用内定後に必要な手続き等について」を参照）。
- (13) 「6. 採用期間」に定められた渡航開始日および帰国日に、渡航および帰国しなかった場合には採用を終了します。
- (14) やむを得ない事情がある場合を除き、本会の定める日数を超えて一時帰国した場合、採用を終了します。詳細は、採用手続時に配布する「日本学術振興会特別研究員-CPD（国際競争力強化研究員）遵守事項および諸手続の手引」に定めます。
- (15) やむを得ない事情がある場合を除き、主要渡航期間を3年未満として帰国する場合は、3年に満たない海外渡航期間の月数分を残りの採用期間から短縮します。詳細は、採用手続時に配布する「日本学術振興会特別研究員-CPD（国際競争力強化研究員）遵守事項および諸手続の手引」に定めます。

16. 海外における研究活動

特別研究員-CPD に採用された者は、採用期間中に海外の研究機関等において3年間継続して研究活動（フィールドワーク、資料・文献収集、学会発表等を含む。）や、研究者ネットワークの構築を行うこととなります。また、主要渡航期間終了後は、その経験を国内にフィードバックし、国際的に活躍する研究者の後進育成等に寄与することが求められます。

17. 採用内定後に必要な手続き等について

- (1) 他のフェローシップ・奨学金等について（貸与型を含む。）
- ① 採用期間中は、原則として国内外を問わず、他のフェローシップ・奨学金等同種の資金を本会以外から受給することはできません。
 - ② 採用期間中に、他の機関から同種の資金を受けていたことが確認された場合には、特別研究員の採用を取り消すとともに、支給済みの研究奨励金の返還要求を行うことがあります。
- (2) 研究奨励金の課税について
- 特別研究員に支給される研究奨励金は、税法上給与所得とみなされ課税の対象とされています。ただし、主要渡航期間中は日本国内において非居住者となるため、非課税となります。なお、非居住者となるためには主要渡航前に年末調整を行う必要があります。必要な手続きや詳細については、採用手続時に配布する「日本学術振興会特別研究員-CPD（国際競争力強化研究員）遵守事項および諸手続の手引」を参照してください。
- (3) 他の研究費の受給について
- 特別研究員奨励費以外の科研費についても、一部研究種目への応募が可能です。また、本会以外から助成される研究費を受給すること又は助成を受けた研究者から研究費の配分を受けることも可能です。
- これらの研究費を受給するためには、「日本学術振興会特別研究員-CPD（国際競争力強化研究員）遵守事項および諸手続の手引」に定める所定の要件を満たす必要があるため、必要な手続きや詳細については、採

用手続き時に配布する「日本学術振興会特別研究員・CPD（国際競争力強化研究員）遵守事項および諸手続きの手引」や、「科研費の公募要領」を参照してください。

科学研究費助成事業ホームページ URL <https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>

(4) 報酬の受給について

採用期間中は、特別研究員制度の趣旨を踏まえ本会で例外的に認めているものを除き、報酬を受給することはできません。詳細については後日本会ホームページで公開する「日本学術振興会特別研究員・CPD（国際競争力強化研究員）遵守事項および諸手続きの手引」を参照してください。

(5) 関連情報について

申請書様式等を本会「特別研究員」のホームページで公開しています。

18. ビザ等について

(1) 渡航国に滞在するためのビザ等の申請について、本会は一切関わらないので留意してください。

すでに海外に滞在している者は、ビザの延長や切り替えに十分注意し、申請者の責任において、研究計画が遂行できるよう準備・手配してください。

(2) 渡航先機関と雇用契約を結び当該機関から給与の支給を受ける前提でビザを取得する者は、採用されませんので、留意してください。

(3) 特別研究員事業のために渡航先機関と本会は協定等の締結および調整等を行いません。

(4) 本会は、渡航期間中に生じた傷害、疾病等の事故について責任を負いません。

19. 個人情報の取扱い

申請書類に含まれる個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び本会の「保有個人情報等保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会の業務遂行のみに利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）します。その他、採用後の研究遂行のための海外渡航情報を本会の海外研究連絡センターに情報提供する場合があります。

なお、特別研究員に採用された場合、氏名、審査区分、研究課題名、受入研究機関、所属、受入研究者の職・氏名、研究報告書及び国内フィードバックレポートが公表されます。

20. 採用終了後の調査への協力義務

我が国の学術の振興や特別研究員制度の充実等を図るため、特別研究員採用経験者に対し、採用終了時及びその後の10年間程度まで、就職等の現況調査等を行っています。本調査への協力を特別研究員採用の条件とするので、ご承知ください。

なお、本調査や特別研究員制度の検討に際し、採用終了後であっても連絡をすることがあるため、連絡先の住所・就職先・Eメールアドレス等が変更になった場合は速やかに本会に届け出てください。

21. 本募集に関する連絡先

独立行政法人日本学術振興会 研究者養成課 特別研究員募集・採用担当

電話：(03)3263-5070(ダイヤルイン)

受付時間：月曜～金曜日（祝日を除く。）9：30～12：00 及び 13：00～17：00

E-mail：yousei2@jsps.go.jp

特別研究員ホームページ：<https://www.jsps.go.jp/j-pd/index.html>

申請に関するQ&A：https://www.jsps.go.jp/j-pd/cpd_qa.html

申請書作成要領、申請書（申請内容ファイル）等は、本会「特別研究員」のホームページ内「申請手続き」の「募集要項(CPD)」よりダウンロードしてください。

(申請手続)

1. 提出書類

申請書（データ）

- ① 申請書情報ファイル (Word)
- ② 申請内容ファイル (PDF)

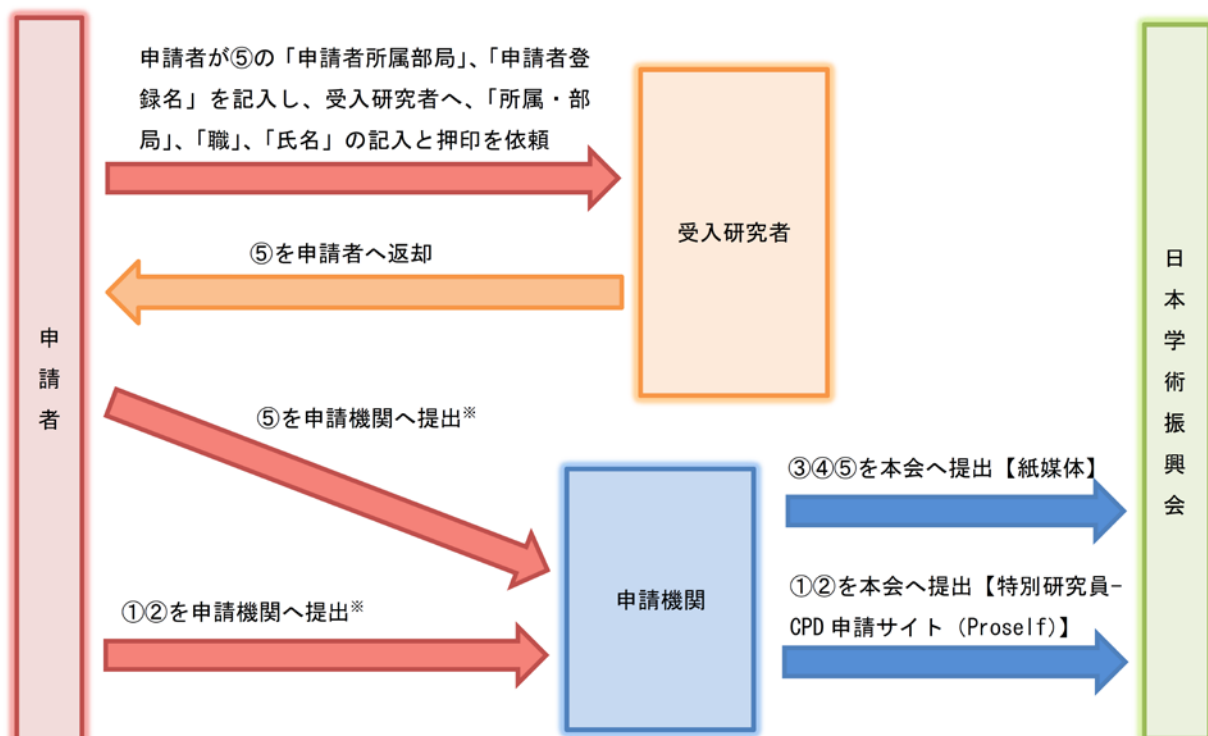
その他様式（紙）

- ③ 令和元年度特別研究員-CPD（国際競争力強化研究員）申請件数一覧（兼機関による受入承諾書）
- ④ 令和元年度特別研究員-CPD（国際競争力強化研究員）申請リスト
- ⑤ 令和元年度特別研究員-CPD（国際競争力強化研究員）受入研究者による受入承諾書

2. 提出方法

申請者：⑤について受入研究者から受入承諾を得た上で、①②⑤を併せて申請機関に提出してください。
 申請機関：申請者から提出された申請書類のうち、①②については、特別研究員-CPD 申請サイト (Proself) を通して提出（アップロード）してください。特別研究員-CPD 申請サイト (Proself) URL は <https://storage.jspis.go.jp/public/EBGEAACFA0wAFfwBVRrp0uLCI4aLxaaM7m7suSbaYMej> です。③④⑤については、⑤を申請者から受領後、申請機関が③④を作成し、日本学術振興会に紙媒体で提出してください。

<申請手続イメージ>



※提出方法については申請機関に確認してください。